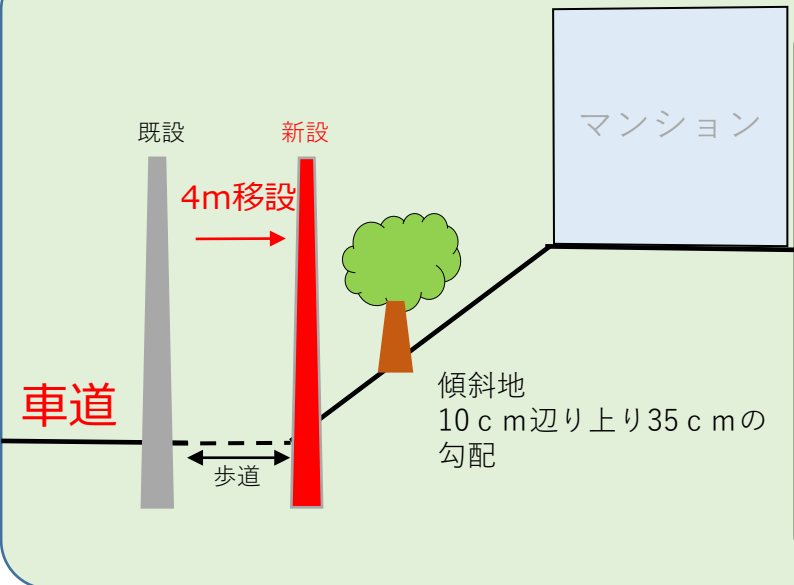


概略図①



折衝内容

- 電柱新設位置
 - ・道路管理者より道路内での移設許可が下りなかったため、新設柱は官地（車道）からマンション敷地内の官地側へ移設。
 - ・電柱の移設方向は線路垂直方向へ4m移設。
 - ・移設電柱の設置場所は傾斜のある箇所です柱のみ設置可能。（歩道との境界に寄せる事を条件に了承済み）
 - ・移設後の電柱間のスパン長は既設スパン長と変わらないこととする。
 - ・既設ケーブル移架での対応は不可とする。（幹線ケーブルのみ）
 - ・低木と桜の伐採、植替えは禁止。樹木のない箇所へ建柱のこと。
 - ・新設柱は中間柱（内角175°を超える）となる。
- マンションの回線数
 - ・これ以上新規申し込みは見込めない。（現用回線数増減なし）
- ケーブル地上高
 - ・桜の木の上を通過するケーブルの地上高は必ず5.0M以上を確保すること。

概略図②

